

公益財団法人 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師規則

平成 26 年 4 月 1 日制定

(制度の目的)

第 1 条 (公財) 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師制度は、リウマチ性疾患の薬物療法に精通した薬剤師を育成し、日本リウマチ財団登録医 (以下、「リウマチ財団登録医」という。)、日本リウマチ財団登録リウマチケア看護師 (以下、「リウマチケア看護師」という。) 等と連携・協働して医療技術の進歩と医療水準の向上を図り、系統的治療により、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(登録)

第 2 条 公益財団法人日本リウマチ財団 (以下、「財団」という。) は、前条の目的を達成するため、日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師 (以下、「リウマチ財団登録薬剤師」という。) の登録を行う。(欧文標記を “The Certified Pharmacist by Japan Rheumatism Foundation” とする。)

(リウマチ財団登録薬剤師の資格)

第 3 条 リウマチ財団登録薬剤師の登録は、関節リウマチ及び類似疾患並びに膠原病 (以下、「リウマチ性疾患」という。) について、別に定める「(公財)日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師研修カリキュラム」(以下、「カリキュラム」という。) 相当の医療薬学の知識及び経験を有し、直近の 5 年間に於いて通算 1 年以上リウマチ性疾患の薬学的管理指導に従事している薬剤師であって、直近の 5 年間に於いて次の各号の要件を満たす者について行う。

- (1) リウマチ性疾患服薬指導等の薬剤師業務を担当した患者名簿 (以下、「リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿」という。) 10 例 (抗リウマチ薬の調剤 3 例以上を含む) を有すること。
- (2) 前号のリウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿のうち 5 例 (前号に規定する抗リウマチ薬の調剤 3 例以上含む) について、リウマチ性疾患の薬学的管理指導記録の記載を有すること。
- (3) 財団が主催し又は認定するリウマチ性疾患の医療薬学に関するカリキュラムに相当する教育研修会 (以下、「教育研修会」という。) に出席し、20 単位以上を取得した証明書を有すること。上記 20 単位のうち 8 単位まではリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師が講師として実施するカリキュラムに則った院内研修 (講義、技能・技術指導等) による単位で充てることができる。この単位認定等については、別途定める指導者・受講者報告書に拠るところとする。

- (4) 治験コーディネーター（CRC）資格者等で、リウマチ性疾患の治験に参加した場合は、前号の単位の10単位に充てることとし、治験担当医師の署名による証明書を有すること。
 - (5) 財団の「災害時リウマチ患者支援事業実施要綱」等に基づき、災害発生時にリウマチ性疾患患者の薬学的管理指導に従事した場合（実地訓練を含む）は、第3号の単位の5単位に充てることとし、担当医師の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
 - (6) リウマチ性疾患の医療薬学に関する学術論文、学会、教育研修会・研究会での発表等がある場合、筆頭者の場合はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者の場合は、それぞれ3単位、2単位を第1項第3号の単位に充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。
 - (7) 上記(4)、(5)については直近5年間に、それぞれ1回のみを単位に充てることとする。
- 2 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員にあつては、直近5年間に於いて次の各号の要件を満たす者について行う。
 - (1) 第1項の第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患の医療薬学に関する講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引き続き3年間の講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の時間数の合計単位(学校教育による履修単位)を3単位でもって充てることとし、講義、医療薬学実習等のシラバスの写しを提出する。
 - (2) 前項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員にも適用する。
 - 3 財団以外が主催する研修会を受講した場合の単位数の取り扱いについては、別途定める。

(資格審査及び登録)

第4条 リウマチ財団登録薬剤師の資格審査（以下「審査」という。）は、毎年1回行う。

2 審査を受けようとする者は、次の各号の書類に審査料を添えて財団に提出するものとする。

- (1) リウマチ財団登録薬剤師登録申請書
- (2) 履歴書
- (3) 第3条第1項及び第2項の資格要件を満たす事を証する書類等
- (4) リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録申請書の推薦医師署名欄）
- (5) 4号の医師の推薦書を原則とするが、勤務環境等の事情で推薦が得られない場合はその理由書

3 審査は、書類審査とする。

4 代表理事は、審査に合格した者をリウマチ財団登録薬剤師名簿に登録し、登録証を交付する。登録証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

(登録の有効期間)

第5条 リウマチ財団登録薬剤師の登録は、登録の日から5年を経過したときは効力を失う。ただし、登録資格の再審査を行うことにより効力を更新する。

(リウマチ財団登録薬剤師資格の再審査)

第6条 リウマチ財団登録薬剤師であって、直近5年間にリウマチ性疾患の薬学的管理指導の従事歴があり、リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿10例を有し、且つ、次の各号のいずれかに該当する者は、リウマチ財団登録薬剤師資格の再審査を受けることができるものとし、又、直近5年間にリウマチ性疾患服薬指導等の薬剤業務従事歴がないが、将来リウマチ性疾患服薬指導等の薬剤業務に従事する意思のある者については、直近5年間に教育研修会へ出席し、20単位以上取得した証明書を有する者もリウマチ財団登録薬剤師資格の再審査を受けることができるものとし、第3号から第7号の規定を適用する。

- (1) 教育研修会において12単位以上を取得した者にあつては、リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿から作成された3例のリウマチ性疾患の薬学的管理指導記録（第3条第1号に規定する抗リウマチ薬の調剤2例以上を含むものとする。）を有すること。
- (2) 教育研修会において6単位以上を取得した者にあつては、リウマチ性疾患の薬学的管理指導患者名簿から作成された10例のリウマチ性疾患の薬学的管理指導記録（第3条第1号に規定する抗リウマチ薬の調剤3例以上を含むものとする。）を有すること。
- (3) 第3条第1項第3号のリウマチ財団登録医・リウマチケア看護師・リウマチ財団登録薬剤師による院内研修の場合の8単位については、資格の再審査においては6単位とし、その単位認定等については、別途定める指導者・受講者の報告書に拠るところとする。
- (4) 第3条第1項第4号のリウマチ性疾患への治験コーディネーター参加の場合の単位数10単位については、資格の再審査においては6単位とし、治験担当医師の署名による証明書を有すること。
- (5) 第3条第1項第5号の災害発生時のリウマチ性疾患患者の薬学的管理指導に従事した場合（実地訓練を含む）の5単位については、資格の再審査においては3単位とし、担当医師の署名した従事記録書（実地訓練実施計画書）を有すること。
- (6) リウマチ性疾患の医療薬学に関する学術論文、教育研修会・研究会での発表があ

る場合、筆頭者はそれぞれ5単位、3単位、共同研究者はそれぞれ3単位、2単位を第1号及び第2号の単位に充てることとし、学術論文、学会・教育研修会等での発表等の写しを提出する。

(7) 上記(4)、(5)については直近5年間に、それぞれ1回のみを第1号及び第2号の単位に充てることとする。

2 薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員にあつては、次の要件を満たす者について行う。

(1) 第1項第1号及び第2号の要件は、リウマチ性疾患の医療薬学に関する講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の指導をもって代えることができる。この場合は引続き5年間の講義、セミナー、演習、医療薬学実習等の時間数の合計単位を3単位でもって充てることとし、講義、医療薬学実習等のシラバスの写しを提出する。

(2) 教育研修会に出席し、12単位以上を取得した証明書を有すること。

(3) 前項第3号、第5号、第6号及び第7号の規定は、薬剤師の資格をもつ薬学・医学系教育機関の教員にも適用する。

3 リウマチ財団登録薬剤師の資格の再審査を受けようとする者は、次の各号の書類に登録更新料を添えて財団に提出するものとする。

(1) 登録資格更新申請書

(2) 第1項及び第2項の要件を満たす事を証する書類等

(3) リウマチ財団登録医、日本リウマチ学会リウマチ専門医、日本整形外科学会認定リウマチ医の推薦書（登録資格更新申請書の推薦医師署名欄）

(4) 3号の医師の推薦書を原則とするが、勤務環境等の事情で推薦が得られない場合はその理由書

4 **第3条第3項及び**第4条第1項、第3項**並びに**第4項（同項後段の規定を除く。）の規定は、再審査について準用する。

（登録資格の再審査の特例）

第7条 次に掲げる者は、前条第1項の規定に該当しない場合においても、リウマチ財団登録薬剤師の資格の再審査を受けることができる。

(1) 登録の有効期間満了時において65歳以上であり、その時まで継続して6年以上リウマチ財団登録薬剤師である者

(2) 登録の有効期間満了時まで継続して18年以上リウマチ財団登録薬剤師である者

2 前条第3項第2号の規定は、前項に規定する者については適用しない。

（登録の取消）

第8条 リウマチ財団登録薬剤師としてふさわしくない行為があつたと認められるときは、代表理事はその者の登録を取り消すことができる。

- 2 代表理事は、前項の規定により登録を取消そうとするときには、リウマチ専門職委員会の意見を聞かなければならない。

附則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規則は、平成 28 年 9 月 1 日に一部を改定する。
- 3 この規則は、平成 30 年 2 月 22 日に一部を改定する。

(公財) 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師規則施行細則

平成26年4月1日制定

(登録の申請)

- 第1条 リウマチ財団登録薬剤師の登録の申請受付期間は、毎年7月1日から9月30日までとする。
- 2 規則第4条第2項第1号の申請書には、薬剤師免許証の写しを添えなければならない。

(審査料等)

- 第2条 規則第4条第2項の審査料は、1万円とする。
- 2 規則第4条第4項の登録料は、5千円とする。
- 3 規則第6条第3項の登録更新料は、1万円とする。
- 4 納付された審査料、登録料又は登録更新料は、返却しない。

(審査結果の通知)

- 第3条 代表理事は審査結果を申請者に通知する。

(海外留学、出産・育児等の場合の申請特例)

- 第4条 リウマチ財団登録薬剤師であって、病気療養、災害、海外留学、出産（産休）・育児（育休）・介護（介休）等の理由により、第1条第1項に規定する期間に申請を行うことができない者は、あらかじめ申請受付期限の延期を求めることができる。この場合においては、当該申請を行うことができない事情を証する資料を提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請受付期限の延期が認められた者は、帰国等によりその事情が解消したときは、速やかに申請書を提出しなければならない。

(単位数付与の特例)

- 第5条 規則第3条第3項に定める研修会は、日本リウマチ学会、日本臨床リウマチ学会、日本薬学会、日本医療薬学会、日本薬剤師会学術大会、日本臨床薬理学会の学術団体が主催した研修会とし、何れかに参加した場合の取得単位数は新規5単位、更新3単位で、それぞれ1回のみを単位に充てることができる。なお、参加証等の写しの添付をしなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、平成28年9月1日に一部を改定する。
- 3 この細則は、平成30年2月22日に一部を改定する。
- 4 この細則は、平成31年1月8日に一部を改定する。

(公財) 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師規則の経過措置に関する規程

平成30年4月1日制定

リウマチ財団登録薬剤師規則（以下「規則」という。）が規定通り運用可能な期間までの2年間（平成31年9月30日まで）は過渡的期間として、以下の経過措置でリウマチ財団登録薬剤師の登録を行う。

規則第3条第1項第3号及び第2項第2号については、直近5年間に3回以上、発表又は参加の実績があることとし、規則第4条第2項第3号の要件を満たす書類等については、その証明となるプログラム、参加票、出張願、復命書等の提出によることとする。又、第4号の治験参加、第5号の災害発生時のリウマチ性疾患患者の薬学的管理指導に従事した場合（実地訓練を含む）については、教育研修会へ1回参加したものとして扱い、治験担当医師の署名による証明、担当医師の署名した従事記録を有すること。